

医療法人運営上の留意点について

医療法人は、医療法（以下「法」という。）に基づき医療事業（病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院）の経営を主たる目的として設立される法人であって、医療法の規定により、次のとおり、他の法人とは異なる制約があるので留意してください。

1 剰余金の配当禁止について（法第54条関係）

医療法人の非営利性の位置付けとして、医療機関等の運営により生じた利益（剰余金）を社員等へ分配することは禁止されています。

また、配当でなくても、事実上の利益の分配とみなされる行為として、次のような事例は配当類似行為として適切ではないとされています。

- ・ 近隣の土地建物の賃借料と比較して、著しく高額な賃借料の設定
- ・ 病院等の収入等に応じた定率賃借料の設定
- ・ 病院等の本来業務や附帯業務以外の不動産賃貸業（遊休地の賃貸等）
- ・ 役員への不当な利益の供与
- ・ 個人又は他の法人への寄附

2 医療法人が行うことのできる業務について（法第42条関係）

医療法人は、本来業務である医療事業（病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の運営）の他に、本来業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、医療関係者の養成又は再教育に関する業務など医療法第42条各号に定める附帯業務を行うことができます。

すなわち、医療法人が行うことのできる業務は、上記の本来業務と附帯業務に限られます。

なお、病院等の施設内で患者やその家族を対象として行われる業務（食堂・売店・駐車場の経営等）は、附随する業務として認められています（本来業務に含まれる。）。

また、社会医療法人に限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、厚生労働大臣が定める収益業務を行うことができます。

3 法人組織の管理運営について

医療法人は、医療法を含む法令及び定款に基づき適正に運営されなければなりません。特に、管理運営に関し、次のようなことが定められています。

- ・社員総会の議長は、社員総会において選任しなければならないこと。(法第46条の3の5第1項)
- ・理事及び監事は社員総会で選任しなければならないこと。(法第46条の5第2項)
- ・役員任期は2年を超えないこと。すなわち2年毎に役員改選(理事長選出を含む。)を行わなければならないこと。(法第46条の5第9項)
- ・理事長を変更(重任を含む。)をした場合は、変更後2週間以内に登記をしなければならないこと。(法第43条第1項、組合等登記令第3条)
- ・理事長は医師又は歯科医師である理事のうちから理事会で選出しなければならないこと。(法第46条の6第1項)
- ・開設するすべての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を理事に加える必要があること。(指定管理を受けて運営する場合を含む。)(法第46条の5第6項)
- ・医療法人の役員が、MS法人など医療法人と関係のある特定の営利法人の役員を兼ねることは、非営利性及び利益相反性の観点から適当でないこと。

4 社員について

ア 社員総会の議長は、医療法第46条の3の3第3項の規定により、社員として議決に加わることができないこと及び社員総会は合議体であることから、

- (1) 社員数は、4名以上が適当であること。
- (2) 少なくとも3名の確保は必要であること。
- (3) 2名の場合、2名間で意見対立が生じた場合、議長を獲った側が負けるため意思決定できない。加えて何らかの理由で1名欠けると(4)の事態を招くこと。
- (4) 1名では、そもそも合議体である社員総会は成立しないが、仮に社員総会を開催しても議長は社員として議決権がないことから、議決が成立しないこと。すなわち、新たな社員の入社や役員選任ができず、法人は死に体となること。
- (5) 社員が欠乏(0人)した場合、法人は解散となること。(法第55条第1項第5号)

イ 社員の役割と監事の職務内容から利益相反が生じるおそれがあるため、監事を社員としないのが適当であること。

5 監事について

監事の職務は、次のとおりです。監事は、法人が法令を遵守した運営を行う上で、非常に重要な役割を果たすこととなります。

ア 法人の業務を監査すること。

イ 法人の財産の状況を監査すること。

ウ 法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3ヶ月以内に社員総会及び理事会に報告すること。

エ 監査の結果、法人の業務又は財産に関し法令又は定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを知事、社員総会又は理事会に報告すること。

オ 上記エの報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。

カ 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を社員総会に報告すること。

6 都道府県知事に対する諸手続について

医療法人は、医療法に基づき、所要手続を行う必要があります。

- ・ 定款又は寄附行為の変更等は、知事の認可を受けなければなりません。(法第54条の9第3項)
- ・ 登記事項に変更があったときは、組合等登記令に基づき登記を行い、登記事項完了登記完了届を知事に届け出なければなりません。(医療法施行令第5条の12)
登記の例：資産の総額の変更(年に1回)、代表者の変更の登記(重任の場合も含む。)、目的、所在地、名称、代表者の住所、代表者の氏名
- ・ 理事長を含む役員に変更(婚姻等による氏名変更を含む。)があったときは、県に届け出なければなりません。(医療法施行令第5条の13)
- ・ 毎会計年度終了後3か月以内に、事業報告書等※を県に提出しなければなりません。(法第52条第1項)

※県は提出された事業報告書等及び定款(寄附行為)を閲覧に供します。(法第52条第2項)

※事業報告書等＝事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引状況に関する報告書、監事の監査報告書

7 知事の監督（法第63条、第64条、第64条の2、第65条、第66条）

- ・医療法人は、法人の業務（法人の運営を含む。）若しくは会計について、知事から報告又は検査を求められることがあります。（法第63条）
- ・報告または検査を拒否した場合は、罰則や行政処分の対象となります。
- ・法令（定款を含む）違反の態様に応じ法人認可取消を含む行政処分等を受けることがあります。（第64条、第64条の2、第65条、第66条）